



社会福祉法人 田原市社会福祉協議会

～市民と共に未来に広げる福祉の輪～

令和 5 年度

社協会費にご協力をお願いします

社会福祉協議会とは

『社会福祉』を、市民で『協議』する場所です。法的には、社会福祉法の第109条に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に組織されています。

地域福祉とは、地域の生活全般の問題を、その地域に住んでいる人たち自身で解決することです。

社会福祉協議会の目的について分かりやすく言えば「地域で起きている生活全般の問題を、その地域で住んでいる人たちで解決する」ことができるように、住民・行政・市民団体・関係者・各種資源の連絡調整を行うことです。

わたしたちがいつまでも、健康で、幸せな生活がおくれるように、田原市社会福祉協議会は活動しています。

会員制度が目指すものとは

この会員会費は、地域福祉を推進する団体としての田原市社協を「経済的」に支えるという「募金」あるいは「寄附金」的な要素が強く、会費を納める行為そのものは、強制ではなく、スポーツチームなどを支えるファンクラブに似ています。

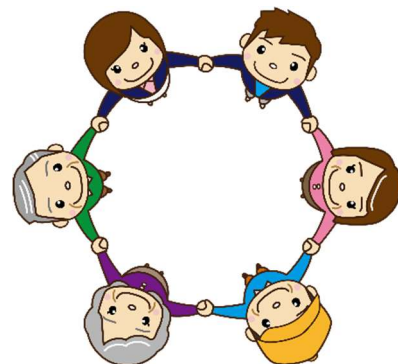
会員となることを通して、地域福祉の推進や田原市社協が実施する事業に間接的であれ、参加することにも繋がることから、この会員制度は、賛助会員の性格を有していると言えます。

田原市社協では非会員を含む全ての田原市民を対象に、かつ、平等に各種福祉サービスを提供してきました。ゆえに、一部会員からは、会員になるメリットがないといった声も聞かれます。

これからも、地域コミュニティに当該地域でご協力いただいた社協会費を、人（社協職員）とノウハウをセットにして還元できる仕組みの構築を目指していきます。

<令和 4 年度社協会費実績>

会員	会費	会費額	会員数
一般会員（個人）	1 口 1,000 円以上	866,000 円	751 件
特別会員 （法人、自治会、団体等）	1 口 2,000 円以上	2,187,823 円	225 件
計		3,053,823 円	976 件



社会福祉法人 田原市社会福祉協議会

住所 田原市赤石二丁目 2 番地（田原福祉センター内）

電話 0531 (23) 0610 FAX 0531 (23) 3970

<http://tahara-shakyo.or.jp/index.htm> 電子メール info@tahara-shakyo.or.jp

皆様の会費は、このような地域福祉事業に使われています。
会費は地域福祉を推進するうえでとても貴重な財源となっています。

令和 5 年度予算
会費3,193,000 円

【地域福祉活動のPR】

社協だよりの年 6 回発行に 1,260,000 円(39.5%)
外出支援の福祉バスリース料に 1,042,800 円(32.6%)
福祉のつどい開催経費の一部として 530,200 円(16.6%)

【小地域活動】

高齢者の居場所づくりとして、市民が自主的にサロンを開設する場合、
立上げ支援として 360,000 円(11.3%)を助成。
(1サロン年間上限 30,000 円を 3 年間助成)



田原市社協の活動

地域福祉活動

【生活困窮者自立相談支援・就労準備支援】様々な理由で生活に困窮している方の相談支援、就労に向けた日常生活自立の訓練等を実施し、支援しています。

【ボランティアセンター】各種ボランティア養成講座開催、情報提供、活動のマッチング、相互交流を支援しています。

【生活ささえあいネット】身近な地域での助け合いを地元商店との連携により、地域通貨「菜」を活用して共助による地域づくりを進めています。

【共同募金】学校、地域、事業所(市役所含む)、民生児童委員協議会、手をつなぐ育成会を始めとした各種団体のご協力の下、募金活動を行い、その配分金によりボランティア団体や学校の福祉活動に助成しています。

【生活支援体制整備】生活支援コーディネーターが地域のネットワークを活用し、地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを進めています。

福祉サービス利用支援

【成年後見センター】判断能力が十分でない方の日常生活上必要な契約・財産の管理などを行い、権利を護っています。

【障害児・者の相談】障害児・者の福祉サービス利用、退院後の地域移行・定着、就労などを支援しています。

【高齢者支援センター】高齢者が地域で尊厳ある生活が継続できるよう、介護、保健、医療、福祉の増進を包括的に支援しています。

【障害福祉サービス・移動支援】障害者に居宅での日常生活支援、余暇活動等の外出援助にヘルパーを派遣しています。

【就労移行支援事業】一般企業への就職を希望し、雇用見込みのある障害者への施設内での就労訓練や就労後の支援をしています。

【生活介護】障害者が自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう集団生活への適応訓練や創作活動等の機会を提供するため赤羽根福祉センターで運営します。

在宅福祉サービス(介護保険事業等)

【居宅介護支援】自宅で適切に介護サービスを利用できるように、ケアマネジャーがケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供しています。

【訪問介護】利用者の自宅にヘルパーが訪問し、食事・排泄・入浴などの介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援をします。

【福祉車両運行サービス】高齢や障害で公共交通機関利用が困難な方の医療機関や公共施設などへの移動を福祉車両提供により支援しています。

【配食サービス】一人暮らし等の高齢者宅に昼食弁当を配達し、同時に安否確認を行なっています。

【高齢者介護予防】高齢者に閉じこもり予防教室を実施しています。

施設・指定管理

【田原福祉センター・赤羽根福祉センター管理】施設管理運営を通じて高齢者・障害者福祉の向上、健康増進、地域福祉の推進を行っています。

その他

【結婚相談】田原福祉センター内に「ふれあい相談センター」を開設し、婚活イベント、セミナーの実施、登録者のお見合い等、ウェディングアドバイザーが結婚に関する相談にのっています。

